

(様式第3号)(第4条関係)

長野県勤労者福祉センター変更使用申込書

年 月 日

長野県知事 殿

申込者(使用者)

住所

氏名

年 月 日付で許可された長野県勤労者福祉センターの使用について、下記のとおり変更したいから、申し込みます。

記

- 1 使用予定年月日
- 2 使用を許可された施設又は備品
- 3 変更の内容
- 4 理由

様式第4号を削る。

様式第5号中「(第9条関係)」を「(第4条関係)」に、「勤労者福祉施設使用取消届」を「長野県勤労者福祉センター使用取消届」に、「館長 殿」を「長野県知事 殿」に、「付」を「付け」に、「福祉施設の」を「長野県勤労者福祉センターの」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第5号)(第9条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊟

_____の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

様式第6号中「勤労者福祉施設使用料減免申請書」を「長野県勤労者福祉センター使用料減免申請書」に、「館長 殿」を「長野県知事 殿」に、「付」を「付け」に、「福祉施設の」を「長野県勤労者福祉センターの」に改める。

様式第7号中「勤労者福祉施設使用料還付申請書」を「長野県勤労者福祉センター使用料還付申請書」に、「館長 殿」を「長野県知

事 殿」に、「付」を「付け」に、「福祉施設の」を「長野県勤労者福祉センターの」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

労 政 課

長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第18号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則（平成6年長野県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第7号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

別表を次のように改める。

(別表) (第9条、第10条、第11条関係)

授 業 科 目	単 位 数
コミュニケーション論	1
臨床心理学	1
家族社会学	2
医療経済学	1
統計学	1
生命科学演習	1
生物学	1
化学	1
英文読解の基礎	1
医療英文読解演習Ⅰ	1
医療英文読解演習Ⅱ	1
英語運用技能演習	1
英会話の基礎	1
医療英会話の基礎Ⅰ	1
医療英会話の基礎Ⅱ	1
運動実技・理論Ⅰ	1
運動実技・理論Ⅱ	1
遺伝と人間	1
健康論Ⅰ	1
健康論Ⅱ	1
保健統計学	1
環境論	1
情報処理学	1
看護形態機能学Ⅰ	1
看護形態機能学Ⅱ	1
看護形態機能学Ⅲ	1
看護形態機能学演習	1
看護感染学	1
看護病理学	1
看護感染・病理学演習	1
看護疾病学Ⅰ	1
看護疾病学Ⅱ	1
看護薬理学	2
症状マネジメント論	1
看護学概論	1
看護倫理	1
基礎看護方法Ⅰ	1
基礎看護方法Ⅱ	1

フィジカルアセスメント	1
基礎看護実習	2
生活援助論	1
生活援助演習 I	1
生活援助演習 II	1
看護コミュニケーション実習 I	2
看護コミュニケーション実習 II	2
看護栄養学	1
慢性期看護概論	1
慢性期看護方法	2
急性期看護概論	1
急性期看護方法	2
成人看護実習	3
老年看護概論	2
老年看護方法 I	1
老年看護方法 II	1
老年看護実習	3
人間発達論	1
精神看護概論 I	1
精神看護概論 II	1
精神看護方法	2
精神看護実習	3
母性看護概論	1
母性看護方法 I	1
母性看護方法 II	1
母性看護実習	3
小児看護概論 I	1
小児看護概論 II	1
小児看護方法 I	1
小児看護方法 II	1
小児看護実習	3
地域看護概論	1
家族看護論	1
地域看護方法 I	1
地域看護方法 II	1
在宅ケア論	1
在宅ケア方法	1
地域看護実習	3
保健・医療・福祉システム看護論 I	1
保健・医療・福祉システム看護論 II	1
保健・医療・福祉システム看護論 III	1
看護管理論	1
看護管理実習	2
異文化看護学	1
異文化看護学演習	1
災害看護論	1
看護研究方法	1
看護研究	4
人間関係論・エンカウンター I	1
哲学	2
倫理学	1
生命倫理	1
英会話演習	1
英語文化研究	1
英語論文クリティーク	1
独語	1
仏語	1
教育心理学	2
教育学	2
心理学	2

選 択 科 目	論理学	2
	社会学	2
	文化人類学	2
	経済学	2
	法学	2
	医事法学	1
	人間工学	2
	数学	1
	運動理論Ⅰ	1
	運動理論Ⅱ	1
	信州学	1
	芸術と人間	2
	看護論	1
	国際看護学	2
	国際看護学実習	3
	看護研究方法演習	1
	看護教育論	2
	人間関係論・エンカウンターⅡ	1
	助産概論	1
	助産方法Ⅰ	1
助産方法Ⅱ	1	
助産方法Ⅲ	1	
助産業務管理	1	
助産実習	9	

- (備考) 1 「倫理学」又は「生命倫理」のいずれかについては、必ず履修するものとする。
 2 「英会話演習」又は「英語文化研究」のいずれかについては、必ず履修するものとする。
 3 「教育心理学」又は「教育学」のいずれかについては、必ず履修するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日現に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県看護大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医 務 課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第19号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則（平成10年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「第68条の2第3項」を「第68条の2第4項」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

別表第1の領域別選択科目の項中「看護基礎学特論」を「基礎看護学特論」に、

「老年看護学演習A、B、C」を「老年看護学実習」に、「女性健康援助論」を
 「周産期ケア論」を

「母性看護学特論Ⅰ」に、「小児看護学演習」を「小児看護学実習」に改め、同表の共通選

択科目の項中「 | 実用英語演習 | 2 | 」を 「 | 実用英語演習 | 2 |
 | 看護臨床薬理 | 2 | 」に改める。

別表第2の領域別選択科目の項中「 | 開発途上国看護援助論 | 」を「 | 多文化看護援助論 | 」に、

「 | 女性健康援助論特論 |
 | 女性健康援助論特論演習 | 」を「 | 母性看護学特論Ⅲ |
 | 母性看護学演習Ⅱ | 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に長野県看護大学大学院に在学する者が、その際既に修得している次の表の左欄に掲げる授業科目の単位については、それぞれ同表の右欄に掲げる授業科目の単位として、この規則による改正後の長野県看護大学大学院学則（以下「新規則」という。）第9条第1項に規定する授業科目の単位数に算入する。

左 欄	右 欄
看護基礎学特論	基礎看護学特論
老年看護学演習A、B、C	老年看護学実習
女性健康援助論	母性看護学特論Ⅰ
周産期ケア論	母性看護学特論Ⅱ
小児看護学演習	小児看護学実習

3 この規則の施行の際現に長野県看護大学大学院に在学する者が、その際既に修得している次の表の左欄に掲げる授業科目の単位については、それぞれ同表の右欄に掲げる授業科目の単位として、新規則第9条第2項に規定する授業科目の単位数に算入する。

左 欄	右 欄
開発途上国看護援助論	多文化看護援助論
女性健康援助論特論	母性看護学特論Ⅲ
女性健康援助論特論演習	母性看護学演習Ⅱ

医 務 課

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第20号

長野県立病院管理規則の一部を改正する規則

長野県立病院管理規則（昭和39年長野県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の長野県立木曽病院の項中「小児科」を「循環器科 小児科」に改め、同表の長野県立こども病院の項中「産科」を「泌尿器科 産科」に改める。

第12条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）を「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」に、「平成6年厚生省告示第237号」を「平成18年厚生労働省告示第99号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

県立病院課

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第21号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和27年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「100円」を「500円」に改め、同条第2号中「1,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の狂犬病予防法施行細則第4条第1号の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る飼養管理費について適用し、同日前の期間に係る飼養管理費については、なお従前の例による。

食品環境課